

山梨県 解体工事（施工体制評価型）総合評価試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、山梨県が発注する解体工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価の実施において解体工事における施工体制を審査する方式の試行に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、この要領に定めるもののほか、山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン、山梨県建設工事総合評価実施要領の定めるところによるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式により行う一般競争入札のうち、入札参加資格をとび・土工・コンクリート工事業として発注する1千万円以上の解体工事を対象とする。

（総合評価落札方式のタイプ）

第3条 本要領による執行にあたっては、特別簡易型（Ⅰ）、特別簡易型（Ⅱ）、簡易型を用いるものとする。

（評価の方法）

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記「落札者決定基準」によるものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 発注機関の長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- （1）解体工事（施工体制評価型）総合評価落札方式を採用していること。
- （2）「入札参加資格確認資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること。
- （3）価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- （4）落札者の決定方法に関すること。
- （5）総合評価に関する審査結果が公表されること。
- （6）価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

（施工体制履行の確保）

第6条 落札者の提示した施工体制は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認していく。なお、請負者の責により提出資料どおり履行がなされていないと判断された場合は、所管事務所で審議し「山梨県建設工事成績評定要領」に基づき的確に工事成績に反映するものとし、施工体制の適正な履行の確保及び評価を行うものとする。

(その他)

第7条 発注機関の長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成26年 4月1日 一部改正

別記 「落札者決定基準」

山梨県 解体工事（施工体制評価型）の「落札者決定基準」は、山梨県建設工事総合評価実施要領の別記1「落札者決定基準」を適用し、次の評価項目等を変更、追加するものとする。

（評価基準の変更）

配置予定技術者の能力 （※1）	評価基準	評価点
6 資格	1級建築施工管理技士、1級土木施工管理技士、 1級建設機械施工技士または技術士等で、かつ 解体工事施工技士	2
	1級建築施工管理技士、1級土木施工管理技士、 1級建設機械施工技士または技術士等	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0

（評価項目の追加）

企業の施工体制の評価 （※8）	評価基準	評価点
19 自社雇用の技能者 配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1
	その他	0
20 自社保有機械の 配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1
	その他	0

（選択しない評価項目）

「1」企業の技術力中の「8 優良工事技術者表彰」、「16 優良工事表彰の有無」については、評価項目としない。

- ※1 解体工事施工技士については、「(社)全国解体工事業団体連合会」認定の資格を有する者とする。
配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度－近隣地域での施工実績」についての評価点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評定点とする。
- ※8 以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

①技能者が従事する場合

労働安全衛生法による車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成25年

7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。

なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。

また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものいう。

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

②自社保有の解体用重機で施工が可能の場合

バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。

ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m³以上(旧JIS規格0.25m³以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

なお、上記①及び②が確認できる資料として、技術評価様式2-1に記載された資料を添付すること。